

桐林環境産業公園、一本平産業団地、経塚原産業団地での開発等について

桐林環境産業公園、一本平産業団地、経塚原産業団地で新たに立地される企業の皆様には、飯田市との環境宣言の締結及び公表、環境整備方針による規制の遵守、公害対策自主基準の設定をしていただきます。各公園及び団地により対応いただく項目が異なりますので、詳細は下記をご覧ください。

○桐林環境産業公園

「環境宣言」

「環境整備方針」

「公害対策自主基準」

○一本平産業団地

「環境宣言」

「環境整備方針」

「公害対策自主基準」

○経塚原産業団地

「環境整備方針」

※上記に示した項目の内容は各公園及び団地により異なります。詳しくは、工業課企業立地係へご相談ください。

問い合わせ先

工業課 企業立地係 電話 22-5644